



件名	質問要旨
1. まったなしの災害対策	①酷暑における大規模停電への備え ②災害時助け合い、住民支え合いマップづくり ③災害時等における行政手続の支援
2. 不滅の福澤プロジェクトの成果と今後の取り組み	①取り組みの成果と今後の取り組み ②福澤先生の生誕の日を記念日に
3. 合併20周年、市制100周年に向けて	①合併による効果、問題点と課題 ②合併20周年の検証を ③市制100周年に向けた検討委員会の設置 ④新中津市史の編さん
4. 道路、水路の管理について	①市道、農道、里道、水路敷の草刈り ②要望書の対応

1. まったなしの災害対策

8月8日16時42分、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、人的被害として重傷3人、軽傷12人、住家では全壊1棟、半壊2棟、一部破損71棟の被害が発生しました。同日19時15分に始めて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発令され、15日午後5時に呼びかけの期間が終了しました。

政府は南海トラフ巨大地震が起きる確率は今後30年以内に70パーセントから80パーセントとされ、いつ大規模地震が起きてもおかしくないことを意識し、ふだんから地震への備えを進めるよう呼びかけています。

また、8月29日から9月2日に襲来した台風10号においても人的被害として死者6人、行方不明者1人、負傷者127人、住家では全壊3棟、半壊23棟、一部破損940棟の被害が発生しました。(9月1日午前10時現在)

今回の地震、台風で被災された皆様方にお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧復興を祈念しております。

(1) 酷暑における大規模停電への備え

今回の地震では宮崎県内で20戸が停電、台風10号では九州電力管内で最大約264,720戸(8月29日午前11時時点)が停電しました。

猛暑日や熱中症警戒アラートの発令が続いた今年の7月、8月、エアコンなくして日常生活が送れない酷暑の夏となりました。

そこで、災害等により大規模停電が発生し、エアコンが使えなくなったらどう対処するのかについて伺います。

①最初に、停電が発生してもエアコンが使用できる避難所と収容人数、その比率について伺います。

【総務部長答弁】

停電時にも空調設備が使用可能な避難所は、市が指定する指定緊急避難場所43施設のうち、中津東体育館・禅海スポーツセンター・やまくにスポーツパーク体育館の3施設のみとなっています。

次に、これら3施設の想定収容人数は合計1,124人であり、全体の想定収容人数(10,574人)に対する比率は、約10.6%となっております。

また、11月に供用開始予定の耶馬溪コミュニティーセンターにつきましては、一部の部屋のみとなりますが、停電時にも使用可能な設備を導入予定となっております。

②大阪府寝屋川市の中学校の体育館には、停電時でも動かせるエアコンが取り付けられています。普段は都市ガスで運転し、それが止まっても備蓄したプロパンガスで72時間は空調と照明などに使う発電ができるとのことでした。

避難所となる小中学校の体育館等にガス発電施設やガス空調設備の整備を早急を実施すべき時期に来ていると考えますが如何ですか。

【総務部長答弁】

小中学校の体育館の多くは、災害時の指定緊急避難場所として指定されており、近年の猛暑などの状況から、避難所における衛生環境にも配慮が必要であることは、認識しております。

このことから現在、空調設備の整っていない小中学校の体育館を避難所として利用する際には、スポットクーラーの配備や、災害時応援協定に基づく機器の調達による対応を行っています。

一方で、本来の使用目的である、教育現場においては、夏場の体育の授業や部活動等の際の暑さ対策として、窓の解放や大型扇風機の使用により対応しているのが現状であります。

このようなことから、学校体育館の空調設備につきましては、国、県の制度、災害リスクなどを総合的に勘案して考える必要があると考えております。

③今、地震の揺れなどに強だけでなく、災害後にライフラインが途絶しても、自立生活できる性能を持つ「レジリエンス住宅」が防災の分野では注目されています。

ZEHや長期優良住宅などの高性能な住宅を、災害時や災害後に着目してアップデートしたものです。そこで、太陽光発電や蓄電池、電気自動車からの給電、ガスを使った燃料電池(エネファーム)などを備えたレジリエンス住宅の普及を促進すべきと考えますが如何ですか。

【建設部長答弁】

災害による停電時においても、太陽光発電や蓄電池等により居住を継続することができる機能を持つ「レジリエンス住宅」は、災害対策として有効だと考えます。

中津市では、省エネ性能が高い住宅である長期優良住宅の認定制度を行っているほか、脱炭素社会の観点から太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車及びZEH(ゼッチ)住宅の導入促進のための補助金を創設し、住宅のレジリエンス機能の強化に取り組んでいるところです。

今後も住宅のレジリエンス機能を向上させる取り組みについて、広く情報収集に努め、市民へ情報提供や周知を図っていきたいと思います。

(2) 災害時助け合い、住民支え合いマップづくり

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされ、中津市では避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進められています。

①そこで、現段階における避難行動要支援者数と策定済の個別避難計画(数・率)の策定状況について伺います。

【健康福祉部長答弁】

市の避難行動要支援者名簿台帳には、2,396人が登録されています。令和5年度は、水害の危険性の高い4支所及び南部校区の計5地区において個別避難計画の策定を進め、令和6年度は、現在、北部校区、小楠校区にて策定を進めており、年度中に更に3校区の策定を予定しています。

令和5年度に策定を進めた5地区のデータとしては、名簿台帳登録者246人、うち計画作成済141人、策定の過程で対象外(住民票自宅のまま施設入所、長期入院等により居住していないことがわかった人等)46人、となっており、名簿登録者に対して、計画策定済57%、策定対象外19%、拒否や未了24%となっています。

②それでは、計画策定の手順や専門家派遣等に対する支援策について伺います。

【健康福祉部長答弁】

自治委員や民生委員の協力をいただきながら、個別避難計画策定の勧奨文書の送付や個別訪問により、実際の居住の有無を確認し、個別避難計画の作成を進めてきたところです。これまでの支所管内等とは異なり、実際の避難行動の経験が少ない旧中津地区での避難計画策定や避難の実効性確保には、地域での支援や福祉専門職の協力の必要性が高くなると考えています。

③避難行動要支援者は、特定な要件を満たす方が対象で、要件を満たさないひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等は含まれていません。

長野県飯田市では、「災害時助け合い・住民支え合いマップ」を作成し、災害時に要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用しています。

マップは、住宅地図上に災害時に高齢者や障害者などで避難行動に支援が必要となる方、いわゆる「要援護者」や、要援護者を支援する「支援者」、避難所、医療機関などの地域の資源や危険箇所などの情報が記載されています。

災害が発生した時、予測される時には、特に要援護者の安否確認や、一人では避難行動ができない方への支援が必要ですが、こうした支援には地域住民による助け合いが不可欠で、地域ごとに要援護者を把握し、避難の方法を決めておくことが必要です。

そこで、自主防災会等で手軽に作成が可能な「災害時助け合い・住民支え合いマップ」作りを推進し、防災会等への支援、協力ができないか伺います。

【総務部長答弁】

災害時に自力で避難することが難しい高齢者等が、災害発生時に安全に避難できるように、その方々がどこに住んでいるのかを、地域で共有するためのマップの作成に取り組んでいる自主防災組織もございます。

まずは、そのような好事例を、他の自主防災組織にも周知を図り、地域での防災活動の新たな取組に繋げていけるよう、引き続き支援を行ってまいります。

(3) 災害時等における行政手続の支援

災害時等において被災者の生活再建、復旧及び復興のために各種支援策が充実されてきています。しかし、市民が公的支援制度を活用する場合には、さまざまな行政手続が必要となり、手続きに不馴れな方にとっては大きな負担となります。

①そこで、市が実施している災害時等に市民が行う行政手続への支援策について伺います。

【総務部長答弁】

災害時等に市民が行う行政手続の主な支援策として、現在、住家等の被災に対する各種支援を受けるために必要な、罹災証明書の発行手続きの際に、被災者の状況に応じ、「見守り訪問時の書類持参」や「被災写真の撮影補助」などの支援を行っています。

②東京都町田市では、東京都行政書士会町田支部と「災害時等における行政手続の支援活動に関する協定」を締結し、災害時等に市民が行う行政手続を支援しています。

千葉県と千葉県行政書士会でも、災害時に必要となる各種申請手続き等について、行政書士による被災者支援に関する応援協定を締結しています。

中津市も、行政書士会に協力要請を行い、行政手続の支援を充実すべきと考えますが如何ですか。

【総務部長答弁】

大規模災害発生時は、多くの方が被災することで、相談件数が増えるとともに、窓口まで来ることが困難な方も多数いらっしゃる考えられます。

このことから、現在、より迅速且つ確実な被災者支援を行うため、職員が被災者宅に業務で使用するタブレット PC を持参し、その場で罹災証明の作成を行うといった、防災 DX の取り組みを進めているところです。

まずは、市内部の体制をしっかりと構築してまいりたいと考えます。そのうえで、外部団体への協力要請について、研究してまいります。

2. 不滅の福澤プロジェクトの成果と今後の取り組み

令和3年11月30日、不滅の福澤プロジェクト推進委員会が発足し、5つの柱にそった各事業が展開され、プロジェクトは令和6年度末をもって終了となっています。

(1) 取り組みの成果と今後の取り組み

①そこで、キックオフ事業を含めた取り組みの成果と経費について伺います。

【産業経済部長答弁】

観光関連事業について、まず、年度ごとの経費についてお答えします。令和4年度決算額は21,313千円、令和5年度 決算額 21,453千円、令和6年度 予算額 28,976千円となっています。

次に、不滅の福澤プロジェクトとして取り組んだ事業についてお答えします。

令和3年度はキックオフ事業としまして、ドライブスタンプラリーを開催したほか、不滅の福澤プロジェクトロゴマークの募集を行いました。また民間主導の事業として中津駅北口へ「学問のすすめ」碑の設置が行われました。

令和4年度はプロジェクトのスタートとして、ロゴマークの決定、デザインポストなどの深谷市との連携事業、慶應義塾の連合三田会大会へのブース出展、永松茂久氏による講演会などを実施しました。

令和5年度は、NPO 法人中津まちづくり協議会による中津駅北口壁面モザイクアートの寄贈や公益財団法人大分県トラック協会によるラッピングトラック、中津青年会議所によるフォトモザイクアートの寄贈、中津カレーフェスティバルの開催など、市内の様々な団体の取り組みによって機運醸成が図られました。

令和6年度は、7月3日の肖像交代に向けて、プロジェクトの集大成に取り組んできました。まず、再生古地図を活用した「まち歩きマップー福澤諭吉が生きた幕末の中津を歩こうー」の完成に合わせ、まち歩きイベント開催しました。さらに、日本郵便よりオリジナルフレーム切手「郷土の偉人 福澤諭吉」が発行されました。

肖像交代を直前に控えた6月には、福澤諭吉先生の玄孫で数々のヒットドラマの監督をされた福澤克雄監督による講演会を開催しました。当日は大ヒットドラマ「VIVANT」に出演された富栄ドラム氏もゲストとして参加いただき、700名を超える来場者を楽しませていただきました。

紙幣肖像交代の日である7月3日は、深谷市との共催で東京証券取引所にて一万円札引継式を開催しました。また、長年に渡り紙幣の普及に貢献したとして、感謝状と最後の一万円札を日本銀行よりいただきました。この最後の一万円札は福澤記念館に過去にいただいた一万円札とともに展示しております。

令和6年度の後半につきましても、まち歩きマップを活用したデジタルスタンプラリーや、カレーイベントなどを企画しております。

【教育部長答弁】

教育関連事業についてお答えします。

まず、年度ごとの経費についてお答えします。令和4年度決算額は63,549千円、令和5年度決算額 13,445千円、令和6年度 9月補正後の予算額 19,144千円となっています。

次に、不滅の福澤プロジェクトとして取り組んだ事業とその成果についてお答えします。

教育委員会では、福澤先生の顕彰事業として例年取り組んでいる福澤先生の法要・記念講演会をはじめ、全国高等学校弁論大会、諭吉かるた大会、近郊小中学校書写展の福澤諭吉記念事業などに加えて、福澤先生の思想や業績を紹介する企画展や講座・講演などに取り組んできました。

主な取組みを申し上げますと、令和3年度は、不滅の福澤プロジェクトのキックオフ事業として、日本銀行大分支店と連携して冬休み特別展示「昭和・平成・令和 諭吉とお札の40年」を福澤記念館で開催しました。また、歴史博物館では、「華麗なる福澤家の人々」展を開催しました。

令和4年度は、福澤先生が競秀峰の景観を守ったことなどを紹介する「岩石の王国ー耶馬溪はなぜ国名勝になったのかー」展を歴史博物館で開催しました。またこの時、慶應義塾史展示館においても「福澤諭吉が守った風景ー中津・耶馬溪ー」展を開催しました。1カ月足らず(R5.2.17~3.11)の期間で、東京での企画展であるにも関わらず、1,500人を超える来場者がありました。

また、中高生に自らの人生を考えるきっかけとしてもらうため、慶應義塾大学大学院生たちによる「高校生向け市民講座みらい Lab.(ラボ)」や、中津市在住のベストセラー作家である永松茂久さんによる講演会「夢を実現する力~日本一になるまでに中津が教えてくれた大切なこと~」を開催しました。

また、福澤記念館の展示環境を改善し、より充実した展示を行うための照明のLED化工事や

展示ケースの更新とともに、来館者の利便性向上を図るための駐車場整備を行いました。

令和5年度は、福澤先生の生涯や思想を分かりやすく紹介する「月刊 News がわかる特別編 福澤諭吉がわかる」を発行し、市内の全小中学生に配布しました。また、全国の書店でも販売されています。また、先生の景観保護活動を紹介する「福澤諭吉ラベル 耶馬溪源流水」を作成し、市の関係施設や市内の自動販売機等で販売されています。

また、歴史博物館での企画展「福澤諭吉とお札に選ばれた偉人達」展や「文明開化と明六社一津山・津和野・中津の思想家たち」展、日本銀行大分支店連携夏休み特別展示「お札のヒミツ」を開催しました。企画展「福澤諭吉とお札に選ばれた偉人達」展と「お札のヒミツ」が同時開催となった期間中は、1日の入館者数が過去最高となるなど、非常に多くの方に来館いただきました。

また、福澤記念館では、リニューアル開館を記念した特別展示「諭吉が描いたスウィートホーム」や「お札になった昭和59年11月の中津を振り返る」展を開催しました。「諭吉が描いたスウィートホーム」では、新しくなった展示ケースを活用して、全国初公開となる福澤先生の自筆原稿「衛生論」と福澤桃介の羽織を展示しました。

また、中学生を対象に、福澤先生の功績に関するクイズを英語でやり取りしながらグループワークで解答していく「英語で学ぼう諭吉学」が外国語指導助手(ALT)の発案により行われました。

さらに、慶應義塾の伊藤公平塾長をお招きして講演と市長対談を行い、福澤先生の思想について語っていただきました。また、歴史家の磯田道史さんをお招きして「中津の武将と福澤諭吉を語る」と題した講演会を行いました。磯田道史さんの講演会では、850席の申込みが瞬く間に満席となるなど、市民の関心の高さが伺えました。

令和6年度は、福澤先生やその教えを身近に感じてもらえるよう、市内の小中学校及び公民館等の日頃から子どもたちや市民の目に触れる場所に、福澤先生の肖像画の設置を進めているところです。7月11日は、南部小学校において、肖像画のお披露目式を行いました。

また、一万円札肖像交代記念企画展として、歴史博物館では「お札になった福澤諭吉 1984-2024」展を、福澤記念館では「福澤諭吉と人材育成ー近代女子教育と津田梅子ー」展を9月1日まで開催しています。

さらに、10月13日には、市民ミュージカル「人誰か故郷を思わざらん～福澤諭吉翁物語～」が上演予定です。チケットの売れ行きも好調で、多くの人が福澤先生の生涯に触れる良い機会になると考えています。

その他にも、新中津市学校では、慶應義塾の教授などを招聘し、福澤先生や福澤先生に関係のある人材の業績や思想などを市民に直接講義する市民講座を年に3回程度行うほか、慶應義塾と共同研究を行い、その研究成果は、市民へ還元することとしています。また、公益財団法人福澤旧邸保存会のホームページの充実や、生涯学習センターが開催する「中津学」や各公民館の講座においても福澤先生に関係する講演会や講座を取り入れ、市民への周知・共有に取り組んできました。

②2024年7月の一万円札肖像交代を契機として始めた顕彰プロジェクトですが、令和7年度以降の「福澤先生の偉業を末永く後世に伝えていく」取り組みについて伺います。

【産業経済部長答弁】

不滅の福澤プロジェクトを通して、福澤先生の遺した教えの普遍性や、多くの偉人を輩出した「なかつ」という地が持つ「学びの土壌」の豊かさを再認識しました。

「学び」は、自らのキャリア形成やライフコースの選択に大きな影響を与えるとともに、様々な社会課題への対応に不可欠な要素でもあります。

こうした「学び」を通じて、人が集い、交流が生まれ、「人とまちがともに発展」する市を目指すという姿勢を示すため、「学びの里なかつ推進宣言条例」案を今議会に提出したところです。

「不滅の福澤プロジェクト」につきましては、今年度をもって一つの区切りとなりますが、今後も、福澤先生の顕彰事業を継続していくとともに、「学び」をキーワードにした施策を推進していくことで、福澤精神を未来に引き継いでまいります。

【教育部長答弁】

不滅の福澤プロジェクトでは、福澤先生の思想や業績を紹介し、まずは広く知ってもらうことに重点を置いて、事業を行ってきました。

今後は、福澤諭吉記念事業や新中津市学校での市民講座などに引き続き取り組むとともに、プロジェクトを通じて築かれた関係団体との協力関係を活かしつつ、「学び」によるまちづくりに取り組んでまいります。

(2) 福澤先生の生誕の日を記念日に

①日本全国で一律で定められている祝日のほか、各都道府県や市区町村には条例で指定されている記念日があり、都道府県や市区町村によっては公立の学校が休日となっているところもあります。

ちなみに、慶應義塾では毎年 1 月 10 日を休校として、社中一同で、創立者・福澤諭吉先生の誕生日を祝っています。

福澤先生の生誕の日(1 月 10 日)を中津市の記念日として定め、公立学校を休校として不滅の福澤プロジェクトを市内各所で集中して実施し、顕彰する日としてはどうかと考えますが如何ですか。

【企画市民環境部長答弁】

市では、不滅の福澤プロジェクトの取組を始める以前から、毎年2月3日の福澤先生の命日にあわせて、先生を偲びその遺徳を顕彰するため法要と記念講演会を開催してきました。また、この時期にあわせて、中津市近郊小・中学校書写展、諭吉かるた大会、全国高等学校弁論大会などの記念事業を、慶應義塾をはじめ様々な主体と連携しながら実施してきました。

これらの継続してきた事業があったからこそ、一万円札の肖像交代を契機として、今回の不滅の福澤プロジェクトにも取り組むことができたと考えています。

今回のプロジェクトは今年度でひとつの区切りを迎えますが、今後、福澤先生をはじめとした多くの先哲・偉人を輩出した豊かな学びの土壌を活かし、「学び」をキーワードとした施策を進めていきたいと考えています。その中で、福澤先生の命日にあわせて実施するこれらの記念事業も福澤精神を次世代へと引き継ぐ学びのひとつと位置づけ、継続していきたいと考えています。

3. 合併 20 周年、市制 100 周年に向けて

平成17年3月1日、中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の1市3町1村が合併し、来年3月で20年となります。

平成の大合併は、少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、全国的に積極的に推進されてきました。

平成28年3月に大分県がまとめた『「平成の大合併」10年を迎えてー大分県における市町村合併の検証報告書ー』における「各市における合併の総合評価(中津市)」では、『成果』として、広域的災害に組織的かつ迅速に対処できるようになったこと、情報格差解消に向けた広域的なケーブルネットワーク事業を実施できたこと等が成果として挙げられています。

『課題』として、山間部や周辺部の人口減少や労働人口の確保

『今後の対応』として、国、県、民間事業者、大学等あらゆる機関との連携により、従来の枠にとられない斬新な施策を迅速かつ的確に実施していくことが求められる。

としています。

(1) 合併による効果、問題点と課題

①そこで、検証報告書にある『今後の対応として、「従来の枠にとられない斬新な施策を迅速かつ的確に実施していくこと」』として、合併10年後以降に実施してきた斬新な施策等の対応策について伺います。

【企画市民環境部長答弁】

多くの地方自治体が抱える人口減少・少子高齢化という大きな課題、また、変化の激しい社会情勢や多様化するニーズに対して、自治体単独で対応することが難しくなっています。このため、あらゆる主体と連携・協働しながらこれらの課題に対応していくことが重要であり、長期総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン」では、各分野の施策を支えるための「参加・連携・結集」を掲げています。

大分県がまとめた合併から10年後の検証報告書においても、『あらゆる機関との連携により、従来の枠にとられない施策の実施が必要』と評価し、その後も各種取り組みを進めてまいりました。

その主なものとしましては、まずは、積極的な企業誘致の取組です。平成27年度以降、累計90件以上の立地・増設があり、雇用創出数は2,000人を超え、投資額もおよそ1,000億円となっています。また、令和2年には三光の商業施設に待望の映画館がオープンしました。このほか、女性の活躍支援と雇用の場創出のため、立地企業助成メニューの拡充や市内企業の人材確保のため、福岡に向けた市内企業PRなどにも力を入れてきました。最近では、山国地域に35年ぶりとなる工場の誘致も実現したところです。

地域に働く場所が確保されることにより、人口の転入・転出の差である社会増減は、概ね社会増を維持しています。

また、一次産業の振興では、担い手確保支援とともに、6次産業の推進にも取り組み、推奨品の認証制度による高付加価値化や産業の活性化を図ってきました。また、味の素や大学生などと連携したサーキュラーエコノミー実証実験をスタートさせるなど、SDGsにつながる新たな取り組みにも挑戦しています。

観光振興では、山国川上下流一体となった取組を進めました。日本遺産認定後の「やばけい遊覧博覧会(やばはく)」の取組では、コロナ禍においても状況に応じてターゲットやコンテンツ

を工夫し、果敢に挑戦を続けたことで、文化庁の文化ツーリズム賞を受賞しました。また、ご承知のとおり、不滅の福澤プロジェクトについても、市民、関係団体、慶應義塾、中津市に縁のある市外の方も巻き込み、オール中津で取り組んできたところであります。

子育て支援においては、子どもを預けるサービスや子育て世帯の経済的負担の軽減などソフト面とあわせて、屋内の遊び場「こどもいきいきプレイルーム」や公園の大型遊具、童心館などのハード面の整備も進めてきました。

人口減少が著しい旧下毛地域における定住促進や地域活性化の施策も展開してまいりました。旧下毛地域の新婚世帯に対する補助、空き家改修補助、移住支援金などに加えまして、令和5年度からは、中山間地域における交流関係人口創出につながる地域の取組を支援する補助金も創設し、持続可能な活力ある地域づくりを強力的に推進しています。

令和元年に開館しました新中津市学校では、開館以来、慶應義塾と連携し、市民講座など市民の学びの場を提供してまいりました。さらに同年開館したなかはくでは、各種イベントや全国規模の巡回展の開催など、新たな取組により歴史文化に加え、観光拠点としての機能を高めてきました。

スポーツの振興に関しては、ダイハツ九州アリーナ横のクライミングウォールや、ダイハツ九州スポーツパーク大貞のスケートボードエリアなど、近隣にはないスポーツ施設を新たに整備しました。また、耶馬溪B&G海洋センター「やばすぼ」を改修し、新たに全国初の簡易宿泊機能を追加するなど、中津市全域でスポーツ合宿や市民参加型のスポーツイベント誘致を進めてきました。耶馬溪アクアパークでは、国際大会も含めた各種水上スポーツ大会の開催や、大学生の合宿などを通じて、市内外から多くの方が訪れています。

また、生涯学習と地域コミュニティの場として整備してきました、和田コミュニティーセンター、西谷地区公民館、三光コミュニティーセンターでは、防災など機能の複合化も図りました。また、整備を進めてきました耶馬溪コミュニティーセンターについても今秋にオープン予定です。道路網の整備に関しましては、中津日田道路の早期整備、東九州自動車道の全線4車線化等、国や県に対し要望活動を積極的に行い、中津日田道路は、耶馬溪・山国道路の事業化、田ロインターチェンジから青の洞門・羅漢寺インターチェンジ間が開通し、着実に進捗してきました。

また、大学や民間企業などとの連携を広げるとともに、共創施設渋谷キューズの活用、地域住民や団体などとの共同・共創による地域課題解決の取組も広げてきたところです。

②合併から20年を迎えるにあたって、合併による効果と問題点と課題、今後の対応について伺います。

【企画市民環境部長答弁】

国全体が人口減少段階に入る中であって、先ほど申し上げましたような各種取組により、当市の人口推移が他の市町村と比較して緩やかな減少に抑えられているということが最大の効果であると考えております。

令和2年国勢調査では、全国1,719市町村のうち82.5パーセントの1,419市町村で人口が減少する中で、当市の人口は前回比1,102人の減少、率にしてマイナス1.3パーセントとなっています。これは、県内では大分市、日出町に次ぐ低い減少率で、全国でも400位台、上位25パーセント以内に位置しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による直近令和5年の将来の人口推計では、2050年

の中津市の生産年齢人口比率が、大分市を上回る県下トップと推計されており、将来にわたって元気のある持続可能なまちを残していくにあたって明るい材料も見られます。

今後も、中津市の地理的優位性や集積の進んだ産業基盤、豊かな歴史文化や資源等を活かし、先ほど申し上げたような中津市独自の施策に積極的に取り組むことで、まちとして人を惹きつける力を高めていく必要があると考えています。

(2) 合併 20 周年の検証を

大分県は、合併 10 年の検証を行っていますが、中津市独自の検証はしていません。20 年を節目に、合併 20 年の検証を行い、人口減少や少子高齢化、地域力の低下等の課題解決策を探る必要があると考えますが如何ですか。

【企画市民環境部長答弁】

市の施策の検証ということについては、長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の市の主要計画の策定にあたって、施策効果の検証や取組の総括を行うとともに、毎年計画の進捗管理を行い、各分野の施策の検証・見直しを行っています。

合併から20年を経て、市として改めて合併についての検証を行うことは考えておりませんが、今後も、長期総合計画や今年度中に策定予定の次期総合戦略、及びそれに沿った個別計画を進める中で、引き続き必要な検証・見直しを行ってまいります。

(3) 市制 100 周年に向けた検討委員会の設置

1929 年(昭和 4 年)に中津市制が施行され、2029 年 4 月 20 日で 100 周年を迎えます。

今年 100 周年を迎えた別府市では、史上初の全八冠制覇を成し遂げた藤井聡太名人が、初防衛をかけて対局する名人戦七番勝負第4局が実施され、話題を呼びました。

4 年半はアツとゆう間にやってきます。100 周年を迎えるにあたって、市民公募による検討委員会を設置し、大きな節目を記念する記憶に残る事業の検討に入るべきと考えますが如何ですか。

【企画市民環境部長答弁】

市制施行100周年の記念事業についてですが、この節目の年を市民の皆様と共に祝い、次の100年に向け新たなスタートを切るきっかけになるよう、具体的な内容や体制などを今後検討してまいります。

(4) 新中津市史の編さん

現在の中津市史は、昭和 40 年 5 月に合併 30 周年記念、市制 30 周年記念として発刊され、既に 59 年が経過しています。合併後の新市エリアを網羅する中津市史は、昭和 2 年に発刊され、昭和 47 年に復刻版が出た「下毛郡誌」しかありません。

平成27年3月議会において、当時の前田総務部長から、「今後の発刊の時期等につきましては、まだ今のところ具体的にいつということは申し上げられませんが、市制 100 周年、平成 41 年に最終巻の発行をできればというのが一つの目安と考えています」という答弁を頂いています。

本年 6 月議会の本田議員の質問に対して、「このような史料、データについては、しかるべき時期に取りまとめておく必要があると考えています。取りまとめる範囲や公開の時期、形式などについて、デジタル活用など時代に即した形や手法についても考慮しつつ、検討を進めてまいります。」と前向きな答弁がなされました。

①しかし、編纂をいつから始めるかというのは、これはとっても大事なことです。70年間分の歴史等の資料を追加しなければならないので編纂には10年以上の作成期間が必要となるかもしれません。

平成31年3月議会では「100周年までまだ10年あるので、いいじゃないみたいな話をしていると、いつまでたっても新中津市史ができません」と指摘させていただきました。

今議会で、完成予定年度は別として、合併20周年、市制100周年を記念して、新中津市史の編さんに着手することを明言していただきたいと思いますが如何ですか。

【企画市民環境部長答弁】

歴史を考証し記録することの重要性は十分に承知しており、市史の編さんに向けて、各分野の史料、データも随時蓄積されております。これらをしかるべき時期に取りまとめるため、その範囲や公開の時期、形式などについて、デジタル活用など時代に即した形や手法についても考慮しつつ、検討を進めてまいります。

②ちなみに、100周年を迎えた別府市は、令和4年7月に編纂委員会を設置し、2年をかけて20年ぶりに市史の編さんを行うそうです。

編纂時期を先送りすればするほど、整理する資料が膨大となるとともに、郷土史の専門家が減ることにより市史の正確性や精度も落ちてくると危惧しています。

早急に「新中津市史」編纂委員会を設置し、編纂方針を定め、編纂に着手していただきたいと思いますが如何ですか。

【企画市民環境部長答弁】

市史編さんのための組織の設置や方針ということですが、先ほど申しあげました取りまとめる範囲や公開の時期、形式などについて、これまでの形式に囚われることなく広く検討したうえで、それに合わせた体制、方針を決定していきたいと考えております。

4. 道路、水路の維持管理について

(1) 市道、農道、里道、水路敷の草刈りについて

高齢化や担い手不足などにより、地域で実施する市道、農道、里道、水路敷の草刈りが課題となっています。これまでは地元で草刈りをしてきましたが、それも限界になりつつあります。

過去を振り返ると、昔は「草」は重要な肥料であり、ススキはかやぶき屋根の材料として大事な資源でした。道路わきの草も所有者のもので、勝手に刈ると、もめ事になったと言います。しかし、時代がかわってこれらが資源ではなくなりました。

また、昔は道普請といって道路の整備は共同で実施していました。そうでないと暮らせなかったからです。

しかし、車社会の到来で必要とされなくなりました。そんな過去を引きずって地元での草刈り作業等が残っているのかとも考えます。

①そこで、市が把握している地元による草刈りの実態について伺います。

【建設部長答弁】

まず市道と里道についてお答えします。市の管理する市道の草刈りにつきましては、市において幹線道路や危険な箇所、通行に支障をきたしている箇所等について優先的に実施しています。その他の箇所については、基本的に地元自治会にお願いしているところですが、作業に危険を伴

うなど地元での対応が困難な箇所については現状を確認し、地元役員と協議を行いながら、道路の通行に支障をきたさないよう対応しています。

また、里道につきましては、地元にて草刈りをお願いしております。

【産業経済部長答弁】

農道、水路の草刈りにつきましては、地元関係者や自治会の御協力の下、維持管理がされており、地域の実情に合った取組みが行われています。しかし、地域住民の高齢化や少子化が進む中、そのような取組みも段々と厳しくなっているのが現状だと認識をしています。

②そもそも、市が所有し管理する市道等をなぜ、地元が草刈りをしなければならないのか、その根拠について伺います。

【建設部長答弁】

市道及び里道の草刈りについて法的な根拠はありませんが、ご案内の通り「道普請(みちぶしん)」という言葉が残っているように、道路を作った時の歴史的な背景や経過を踏まえ、地域の人々が日頃から利用する生活道路等については、清掃や草刈り等の維持管理を地域の方々で行う慣習が残っていると考えています。

他市の状況を見ても、中津市と同様に地元の協力を得ながら、生活道路の維持管理を行っていることから、今後も地元自治会へ日常的な維持管理をお願いしてまいります。

【産業経済部長答弁】

農道、水路等は農業を営むための基盤であり、草刈り等の維持管理については、基本的に受益とする農家や利用される地元関係者で管理をしていただいているところです。

③平成17年4月より、公共の用に供している法定外公共物の里道・水路について、国有財産から市町村に譲与し、機能管理及び財産管理とも自治事務となりました。その際、里道・水路の維持管理のあり方を整理すべきだったと考えます。

次に、市が実施している市道、農道、里道、水路敷の草刈りにかかる令和6年度の各予算額について伺います。

【建設部長答弁】

令和6年度の市道の草刈りについての予算は1789万2千円です。里道については、地元で草刈りをお願いしておりますので、予算を確保しておりません。

【産業経済部長答弁】

農道、水路の草刈りにつきましては、基本的には地元をお願いしているところですが、支所管内における広域農道等の公共性が高い路線や、地元との協議により対応が困難な箇所についての草刈りの予算額は770万円です。

④例えば、市道等の草刈り作業中に石を跳ね上げ、車等に損害を与えた場合、その補償は地元での負担となると思います。市による、保険加入や補償費の支払い等の支援を検討すべきと考えますが如何ですか。

【建設部長答弁】

現在、地元が実施する市道や里道の草刈り作業については、市が加入しております「全国市長会市民総合賠償保険」の補償対象となっております。ただし、作業を行っている方が負傷などされた場合にのみ補償対象とされており、ご指摘のような物損については補償対象とされておりません。

そのため、市では、作業にあたり自治会へボランティア保険への加入をおすすめしておりますが、費用の負担もあり全ての自治会が加入しているわけではないようです。

市としましては、高齢化などで作業していただく方が減少していく中、草刈り機による作業が中心であることから、もしもの時の備えとして保険加入は必要と考えておりますが、基本的に維持管理を地元へお願いしておりますので、保険加入や補償費の支払等についても、引き続き地元でお願いしたいと考えております。

【産業経済部長答弁】

農道、水路の維持管理活動に係る支援の一環としまして、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業があります。これは地域での農業生産活動等に対し交付金が支払われる制度で、地域で組織を設立し保全活動に取り組むことで損害保険への加入も可能であると考えています。

⑤今後も高齢化や担い手不足が進行し、地域での草刈りが難しくなってくるのは明らかです。市道、農道、里道、水路敷の維持管理の方針を見直し、草刈り等に必要な予算を確保すべきと考えますが如何ですか。

【建設部長答弁】

今後、人口減少や高齢化により地域での草刈り作業が困難な箇所が今後増加することが予想されます。そのため、地域の役員との協議を行い、地域の实情にあった対応を行っております。

具体的には、草刈り箇所の削減を目的として地元が路肩などにコンクリート舗装する際に必要となるコンクリートなどの原材料の支給をしています。

また、令和6年度からは市が例年草刈を行っている箇所についても、コンクリートや防草シートなどで覆う防草処理を進め、草刈りが必要な箇所自体を減らす取り組みを進めています。

市道につきましては、維持管理に必要な予算を確保し、適切な管理に努めていくとともに、地元役員と協議を行いながら、通行に支障をきたさないよう対応してまいります。

里道につきましては、引き続き地元での草刈りをお願いしてまいります。

【産業経済部長答弁】

農道、水路につきましては、先ほど答弁いたしましたように、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を積極的に活用して頂くことで、草刈り作業の委託なども可能になり、支援を受けられると考えています。

(2) 要望書の対応

毎年、地元から道路や水路等の新設、改良等の要望書が市に提出されていると思います。「要望書を提出しても回答がなく、いつやってくれるのか。やってもらえないのか。良く分からずに、自治会

役員が交替して要望書を出したことも忘れ去られてしまう。」とのご指摘をいただきました。

①なぜ、市は回答書を地元に戻すことをしないのか伺います。

【建設部長答弁】

要望事項の事業実施にあたっては、予算規模や施工内容の技術的な問題、国や県の許認可など、実現が困難又は事前調整に時間がかかる場合や、総合計画に基づく中長期的な概算要求を踏まえ、その時々々の経済情勢等も考慮の上で、実施時期を決めています。すぐに事業実施されるとは限りませんので、不確実なまま回答するよりは、その都度、要望者に対して情報共有を図って、進捗管理を双方で行うことが適切と考えているためです。

②地元としても、工事に伴う地元負担金の確保等の準備があるため、今後は何らかの回答をすべきと考えますが如何ですか。

【建設部長答弁】

先ほど答弁した通り、要望事項の執行管理については、その都度、要望者に対して情報共有を図り、進捗管理を双方で行うことが適切かと考えています。事業の実施時期が決まれば、地元にお知らせをして事業実施に向けて協議を進めているところです。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日、中津市議会が公表するものでご確認ください。